

令和 7 年度第 2 回海老名市個人情報保護審査会 会議録

日時	令和 7 年 6 月 1 0 日（火）午後 1 時 3 0 分から午後 3 時まで
開催場所	海老名市役所 3 階 政策審議室
出席者	鴨志田会長、伊田副会長、森田委員、石川委員、宮基委員
欠席者	なし
議題	1 令和 7 年 4 月 2 8 日付け審査請求について（諮問）

議題 1 令和 7 年 4 月 2 8 日付け審査請求について（諮問）

議事及び 決定事項	1 事案の概要説明 処分庁の教育委員会（就学支援課及び市内中学校長）が個人情報開示請求から審査請求に至るまでの経緯等について説明。 本件は、生徒 A の法定代理人として生徒 A に係る個人情報の開示請求をした親が、一部不開示とする開示決定に対し審査請求を行ったものである。 2 審議経過 （1） 委員から処分庁に対し、議事録を一部不開示とした当該会議の概要、生徒 A 及びその両親に係る状況並びに不開示とした情報及びその根拠等について確認があった。 （2） 処分庁退席後、意見等の集約を行った。 主な意見等は次のとおりであった。 ア 処分庁は、不開示情報の一部が開示することで生徒 A の利益に反すると認められる情報に当たると説明するが、本件においては親権争いが激化することで生徒 A がこの争いに巻き込まれるリスクが高まり、生徒 A の生活への影響が出ないとはいえないという理由から不開示とする判断ができるのではないか。 イ 当該会議において、生徒の支援を行うためにはプライベートな情報や、それを踏まえた出席者の率直な意見交換が重要であることが考えられる。よって、その議事録には個人情報保護法第 7 8 条第 1 項第 6 号に該当する情報が含まれるため、当該情報は不開示とするのが適切と思われる。 ウ 処分庁が不開示と判断した部分の根拠が適切かを判断するため、個人情報保護法第 7 8 条第 1 項各号の根拠について共通する
--------------	--

	もので整理した資料の提示を求める。 エ 次回の審査会では、その資料を基に審議し、答申を検討する。 (3) 本議題について、継続審議にすることとした。
--	---

次回審査会 令和7年7月10日（木） 午後1時30分から

以上は会議の顛末であるが、その内容に相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和7年7月10日

会 長 鴨志田 勝則